

北九州地区労連ニュース

2023年2月号 No. 196

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k_roren@ybb.ne.jp TEL 093-921-0747

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめずに電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

TEL093-921-0747

メール k_roren@ybb.ne.jp

2023北九州春闘共闘連絡会総会開催

大幅賃上げ・
底上げで地域に活力を

2月3日北九州春闘共闘は、戸畑生涯学習センターで総会を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大で、今年も総会だけで学習会を中止し、人数も制限するなど春闘共闘もまだまだ影響を受けています。

岸田首相は、年頭のあいさつ

で財界に物価上昇を上回る賃上げを求めると発言し、ユニクロなど一部企業で大幅な賃上げが進むと期待されています。

連合は、5%以上の賃上げ要求を掲げるとしていますが物価上昇に見合うものではありません。そして経団連は、賃上げは認めるものの「5%の賃上げは、現実的でない」と否定的で、企業の負担にならない程度の立場です。

大幅賃上げ実現には、闘う労働組合が必要であり、その真価が問われています。

また日本の企業は9割が中小企業と言われています。

韓国では、賃上げのために社会保険料の減免など利用しやすく賃上げに直結する政策が実現しています。そうした具体

的な政策を実現することが重要です。

岸田首相は、1月の通常国会での所信表明演説で「異次元の子育て支援を行う」とも言っていますが、そもそも歴代の自民党政権が何もしなかつたことを認めただけで、具体的な政策は6月にと先送りしました。

軍事費倍増をやめ、 くらしへの支援を

具体策を示しているのは、「防衛費のGDP2%」とその財源として、「法人税・たばこ税増税」と「復興税」までもつぎ込む検討をしていることと「原子力発電」の再稼働です。

防衛費の次年度予算は、当初5兆6千億円と言われていましたが、6兆円を超える規模に見直されています。

岸田首相は、「企業の収益が伸び、トリクルダウンで賃上げを期待したが、進まなかつた」と述べましたが、それは「アベノミクス」の失敗を意味します。

大企業の内部留保は500兆円を突破しています。アベノミクスの失敗を認めて、賃上げしない企業の内部留保に課税

し、国として賃上げを支援する財源を確保する抜本的な税制改革が必要です。

総会では、「各単組での要求書提出と交渉」「3月9日小倉駅春闘決起集会」「2月9日小倉総行動」「憲法共同センター・平和ネットの街頭宣伝」「3月19日さよなら原発市民集会」など多彩な行動と広範な運動が提起され承認されました。

北九州春闘共闘は、春闘で労働者の権利を守り、安心して働けることができる大幅賃上げと労働条件改善を目指し、春の県議会選挙でも平和憲法を守り活かす運動に全力で取り組む、そうした方針に基づき団結を固め合う場となりました。



雨あがり

岸田政権が、タガが外れたように危険な暴走を始めています。敵基地攻撃能力保有と大軍拡を宣言した「安全保障3文書」の閣議決定、10兆円を超える軍事費を計上した来年度予算案など、憲法を踏みつけに「専守防衛」をかかぬり捨てた「戦争国家づくり」。原発問題でも、政府方針を大転換させて、福島第一原発事故を忘れたかのような原発回帰の方針を決定。

これまで政府自身が原則としてきたことを根底から覆す大転換を、選挙で審判を問うこともせず、国会にも、国民にも説明せずに閣議決定で強行をする。こんな政治の横暴を許すわけにいきません。

岸田政権の暴政と対決し、「大軍拡反対」「消費税の減税を」のわたしたちの切実な願いを掲げて、声を大きくし、運動を発展させなければなりません。新しい日本を求める政治の流れをつくらなければなりません。

(川)



2023春闘共闘連絡会総会発言

健和会労組（安達）

春闘準備を1、2月から進めている。組合員一人一人が異常な物価高騰とたたかっている。健和会病院で国の制度での賃上げ対象は、半分程度の差別的取扱いで職場に分断・混乱があった。春闘アンケートでは生活

実感が悪化している。診療報酬を政府が上げないのでベースアップは厳しいが、ヘアが無ければ「スト」を打つ討議を労組としてしている。コロナ禍で職員が頑張って利益を上げてきた。ベースアップを求めないといけない。イギリス・フランス

では、制度改革を求めストを継続している。欧米の労働者もすぐに良くなると思っていない。が、粘り強くたたかっている。ベースアップとともによりよい医療・介護を勝ち取るために春闘に取り組む。



使うか、ある意味分かりやすい構図になっている。全教は、岸田政権の暴走を阻止するため春闘をたたかう。

福建労（山内）



全教（大島）

昨年、10年ぶりに勤務実態調査に全教は取り組んだ。教員の全職種平均で超勤が月92時間で10年前の91時間から改善されていない。現場では教育委員会から超勤削減を言われる管理職が個々の教員に「おしゃべりしてたね」とか

「これは自己研鑽で仕事じゃないね」など在校時間からの削除を求めたり、「月80時間超えると産業医の面談がある」「夜8時以降は超勤を認めません」など圧力をかけている。教員には1971年に制定された給特法という法律で基本給4%プラスされることで超勤手当が出ない。まさに「定額はたらかせ放題」となっている。岸田政権は「安保3文書」の見直しで軍事費を大幅に上げようとしている。軍事費を上げるのか、教育や福祉にお金を

昨年、10年ぶりに勤務実態調査に全教は取り組んだ。教員の全職種平均で超勤が月92時間で10年前の91時間から改善されていない。現場では教育委員会から超勤削減を言われる管理職が個々の教員に「おしゃべりしてたね」とか「これは自己研鑽で仕事じゃないね」など在校時間からの削除を求めたり、「月80時間超えると産業医の面談がある」「夜8時以降は超勤を認めません」など圧力をかけている。教員には1971年に制定された給特法という法律で基本給4%プラスされることで超勤手当が出ない。まさに「定額はたらかせ放題」となっている。岸田政権は「安保3文書」の見直しで軍事費を大幅に上げようとしている。軍事費を上げるのか、教育や福祉にお金を

せん。公契約条例で「適正な現場の賃金を確保すること」が重要です。制定に向けた運動を取り組めます。

四つ目は、改憲を許さず憲法を守る運動です。岸田政権は反撃能力の名で「敵基地攻撃能力」を保有し、5年で43兆円の大軍拡を進めようとしています。憲法違反の大軍拡を阻止するために統一地方選挙、あさつての北九州市長選挙を要求実現の取り組みとして運動します。

福建労は春闘で4つの要求で活動する。一つ目は「消費税の引き下げ」「インボイス制度の中止」です。福建労の仲間には、コロナ禍で疲弊し、資材高騰により経営悪化で厳しい状況です。インボイス制度が10月から実施されれば消費税負担を強いられるのか、事業から排除されるのかという状況に追い込まれ経営破壊につながります。インボイス制度中止や消費税減税の署名に協力をお願いします。



Fコープ労組（長田）

二つ目は、アスベスト被害の根絶です。最高裁で建設従事者の国と大手アスベスト建材企業の責任は認められ、国は被害者に謝罪と救済を進めていますが、建材企業は「責任」を認めようとしていません。企業責任を認めさせ全面解決めざし運動をすすめます。三つ目は公契約条例制定です。建設業界は「公共工事の設計労務単価」が2013年から10年連続で引き上げられています。現場の賃金は上がっていき

をすすめ、安心してくらせる社会をめざし、岸田政権と対峙し春闘をたたかう。

地域一般（道下）

つくい介護事業所の西原さんがマタハラ裁判で勝利し、つくい非正規として時給や待遇改善を進めてきた。今回は通勤費や退職金制度、昇給が国の加算などで遅れることの改善など要求している。ピンでは、建設リースの会社で所長のパワハラがあった。春闘要求を出し、定期昇給の4月実施や評価制度の明確化、賞与の基準・有休の時間休、病休制度や就業規則の冊子化など求めていく。

北九州埠頭裁判では、裁判官が「社長への直訴が雇止めにつながる」ことを認めるような考えであった。これは許されないことであり運動を強めたい。

市職労（坂内）

市職労は1月31日中央委員会で春闘要求を提案し、3月3日の臨時大会で決定する。春闘では、①賃金労働条件改善、②組織強化拡大のとりくみ、③コロナ禍から市民を守る取り組み、④改憲・原発再稼

くなかべアを引き上げたい。3月1日の全国集会や全国一律最低賃金制度実現などの運動税に反対する、ことを基本的に学習活動や本庁舎での超勤実態調査、春闘アンケートなどに取り組んでいく。1月22日の新聞に会計年度職員の一時金に期末手当だけであったのが勤勉手当まで支給できるよう見直すことが出ていた。非正規の改善に向け運動を強める。春闘では市役所に働くすべての職員が心身ともに健康で、働き甲斐のある職場を確立するために奮闘する。



国労（水流）

JR九州の鉄道事業は赤字前提であり、不動産等の関連事業の好調を理由に株式上場を果たした経緯がある。そのため構造的にリスクが分散されており、鉄道各社に多大な影響を与えているコロナ禍からの立ち直りも早く、2021年度決算で早くも黒字復帰を果たした。その黒字化は度が過ぎる合

理化がある。コロナ禍で5期連続削減され期末手当は半減している。ダイヤ改正のために減便しているが、昨夏はコロナ拡大で列車運行に必要な人員を確保できないとして、特急列車が120本休止し、研修中の運転手を車掌区に呼び戻し、信号違反が発生した。九州管内で直営の人員を配置する駅も激減し、無人駅も増加する中でキセル乗車やお客さんの安全にも支障が出ている。列車運行で6両編成でもワンマン運転になり利用者の安全が守れない。若い社員は、ポータスのカットが続き昨年は300人弱が退職した。労働者の労働条件改善と公共交通の安全・安心をまもるために春闘に取り組む。

学嘱労（鳥越）

会計年度職員になって改善部分もあるが、正規職員との均等待遇には程遠い。休暇の改善などを求めてきたが、教育委員会は交渉のたびに「できることはやりたい」というのが、ほとんど進んでない。一時金では期末手当だけで正規が出る勤勉手当がない。雇止め問題もあり、春闘では、均等待遇や雇止め廃止に向け運動を強化する

憲法共同センター

宣伝行動

★憲法守ろう！

安保関連3文書撤回を

2月4日土曜に憲法共同センターの小倉駅宣伝行動が取り組まれました。

岸田首相は、昨年12月閣議決定で、「国家安全保障戦略」3文書を改定し、1月の通常国会の施政方針演説で防衛力の強化や軍事費増額について訴えました。

演説では、「外交には、裏付けとなる防衛力が必要」とし、「従来の日本政府の外交について、軍事力を後ろ盾として明示することに距離を置いてきた」としています。まさに敵基地攻撃を優先する考えとしか思えません。

反撃能力（敵基地攻撃能力）を保有することが「日本の安全保障体制の大転換」との表現も「どうした転換なのか極めて不明瞭で相手国を先制攻撃する可能性や相手国の攻撃の意図や規模についての想定など戦争を未然に防ぐ観点は無い」と思われます。

財源について「将来世代に先送りしない」と強調した点から、いよいよ増税がすすむと思われま

★専守防衛から

先制攻撃できる国へ

岸田政権の3文書改訂の第一「敵基地攻撃能力の保有」は、中国や北朝鮮に届く長距離射程のミサイル配備であり、周辺諸国に矛先を向けたミサイル基地を全国に配置し、その結果日本列島が軍事要塞となりま

す。安保法制は、集団的自衛権を一部認めています。今後さらに日米同盟の結びつきが深くなり、日本が攻撃を受けていなくてもアメリカの戦争に参戦し、「敵基地攻撃」を米軍の指揮のもとその命令で敵基地の攻撃が行えることとなります。

防衛費のGDP比1%からの倍増についても所信表明演説で語られています。

今後の5年間で軍事費総額は、43兆円と大幅に増やすことになり、軍事目的でない民間空港や港湾を「特定重要拠点空港・港湾」と位置付けて、軍事利用の整備・運用を推し進めようとしています。

ロシアによるウクライナ侵略では、ウクライナの背後に核兵器を持つアメリカがいても「抑止力」になっていません。敵基地を攻撃できても全ての敵基地を破壊できなければ反撃されます。どんなに優秀な迎

撃システムも100%相手のミサイルの撃ち落とせないとはいけません。それなら「戦争行為を起こさないよう、どうすればできるのか」それを追求すべきではないでしょうか。

★軍事費をくらしに回せば

岸田政権の軍事方針は、明らかに中国を標的にしています。日本の輸出第一位は中国で、輸出全体の20%を超えています。中国にはトヨタ・ホンダなど多くの企業が進出しており経済的にも密接な関係にあります。武力で張り合い「銃口」を向けて、ともに交易ができるでしょうか。日本の食糧の自給率は、38%とされています。食糧だけでなく原材料やエネルギーも輸入に頼っている現状で、近隣諸国と武力衝突があれば全ての物流が止まってしまいます。そんなことより、憲法九条を活かした外交を進めるべきではないでしょうか。軍事費をくらしに回せば、大学授業料の無償化は1.8兆円、小中学校の給食費は4386億円で無料にできます。年金を年12万円増額するのは5兆円弱で実現するなど暮らしが豊かになります。「憲法守ってくらしを応援」を地区労連として訴えました。

労働法コラム 第97回

どのような場合に「労働者」といえますか？



黒崎合同法律事務所

田邊 匡彦 弁護士

1 個別の労働関係の適用対象である「労働者」であるか否かは「①使用者の指揮監督下において労務の提供をする者であること、②労務に対する対償を支払われる者であること」の2要件（使用従属性の要件）を充足することと要するとされています（労基法9条、労働契約法2条1項）。具体的には、①仕事の依頼、業務の指示等に対する諾否の自由、②業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、③勤務場所・時間についての指定・管理の有無、④労務提供の代替可能性、⑤報酬の労働対償性、⑥事業者性の有無（機会や器具の所有

や負担関係・報酬の額等）、⑦専属性の程度、⑧公租公課の負担（源泉徴収や社会保険料の控除の有無）等の諸要素を総合的に考慮して労働者にあたるか否かを判断することになります。

2 個人事業者の類型における労働者性

- (1) 備車運転手→×（最一小判平成8年11月28日・横浜南労基所長事件）（自己所有トラックを会社に持ち込み、専属的に会社の製品の運送業務に従事していたが、報酬は出来高払いで源泉徴収や社会保険・雇用保険の保険料の控除はなされず、トラックの購入代金、ガソリン代、修理費、運送の際の高速料金等を自己負担していた）
- (2) 映画撮影技師→○（東京高判平成14年7月11日・新宿労基所長事件）
- (3) 私立大学病院の研修医→○（最一小判平成17年6月3日・関西医科大学研修医未払賃金事件）
- (4) 一人親方の大工→×（最一小判平成19年6月28日・藤沢労基署長事件）

3 経営者の類型（株式会社の日本放送協会事件）



取締役）形式的に「取締役」になっても、「労働者」と認められる場合もあります。この場合、①取締役就任経過等（従業員から選任されたか）、②取締役としての法令上の権限、業務遂行の有無・内容、代表取締役からの指揮監督の有無・内容、拘束性の有無・内容、③報酬の性質（賃金か役員報酬か）及び額、④労働保険社会保険上の取扱い等を考慮して労働者性が判断されます。

4 労働組合法の適用対象となる「労働者」とは、経済的従属性の故に労働組合を組織して団体交渉を行う権利を保障される者です。「使用されること」を要件としないため、労基法や労働契約法上の「労働者」よりも広い範囲に及びます（要件については、最一小判平成23年4月12日一NAXメンテナンズ事件等参照）。

破滅をよぶ原発

2月12日ウエルとばたで福島第一原発事故の教訓や日本の地震・津波・火山と原発に対する学者の警告など追ったドキュメンタリー映画「カタストロフィ」が上映されました。「六ヶ所村の再生処理工場」の危険性、茨城県東海再処理工場の「高レベル放射性廃液」の爆発事故、どれも衝撃的な中で脱原発の必要性を明らかにしてくれるだけでなく、核の恐ろしさを知ろうとしない自公政権に怒りを感じました。

東芝・日立・三菱が相次いで原発輸出に失敗し、もはや原発はビジネスとして成立しない産業になろうとしています。しかし、エネルギーの安定供給などを口実に岸田政権は瀕死の原発企業に税金をつぎ込み、次世代革新炉を開発して建て替えや原発運転期間の延長など「原発回帰」への姿勢を鮮明にしています。



地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。



幹事 池田 征治
(北九州地区区公)

幹事に選出されました北九州地区区公の池田征治です。食料品など生活必需品の値上げが止まらない。さらには、鉄道、バス、電気、ガス等の公共料金の値上げも検討されているらしい。1997年と2018年を比較して主要国の中で日本だけが賃金が下がっている。一方で企業の内部留保は、右肩上がり。ドイツ・フランスでは、最低賃金が上げられている。このような政治がすすめられているのは、国民の政治に対する関心度の低さが原因だと思つう。政治と国民を結びつけるためには、労働組合が必要だと思ついます。働きやすい職場つくり、暮らしやすい社会になるように微力ながら頑張りますので宜しくお願いします。

革新炉の建設は、廃炉が決まった原跡地にとされていますが、廃炉が決まっても、核のゴミを処理する場所がなく永遠に跡地が更地になることは見込めず、革新炉の建設の見込みは全くつかないのでは、と思われま